

観光用照明と防災用アラートを兼ねる照明設備等の 河川敷地占用許可準則及び工作物設置許可基準における取扱いの明確化 (令和4年3月17日 国土交通省水管理・国土保全局水政課・河川環境課事務連絡)

規制改革の内容

措置前

河川敷地占用許可準則及び工作物設置許可基準においては、占用の許可の目的とすることのできる施設名が例示されている。

措置

平常時には観光用照明として、災害時には住民等の避難行動を促す防災用アラートとして活用できる照明設備等について、河川敷地占用許可準則及び工作物設置許可基準に基づく占用許可対象施設となりうることを明確化する。

効果

観光用照明と防災用アラートを兼ねる照明設備等の設置を促進し、観光と表裏一体となった防災の取組を推進。

規制改革の概要

観光用照明と防災用アラートを兼ねる照明設備等の河川敷地占用許可準則及び工作物設置許可基準における取扱いを明確化したことで、熊本県人吉市で、観光と表裏一体となった防災の取組事例が誕生。

【観光における活用例】

・令和4年8月15日開催の「人吉花火大会」の様子

平常時には、防犯対策
や観光資源として活用



【防災における活用例】

・令和4年9月18日の台風14号通過時の様子

災害時には、住民等の
避難行動を促す防災
用アラートとして活用

